

不存在による非公開決定通知書

大阪府警察本部指令(留)第4号

令和8年2月4日

弁護士 山中 理司 様

大阪府警察本部 長 印



令和8年1月21日付けであった行政文書の公開請求については、当該行政文書を管理していないため、大阪府情報公開条例第13条第2項の規定により次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等	①令和7年中の不服申立て及び行政事件訴訟の統計(決裁者の押印があるものを含む) ②留置管理業務の手引(最新版) ③取調べ拒否Tシャツに対する大阪府警察の対応方法を定めた文書(最新版)
公開請求に係る行政文書を管理していない理由	本件公開請求に係る行政文書については、保有しておらず管理していない。
担当所属等	大阪府警察本部総務部留置管理課 (府民応接センター情報公開・個人情報保護室 電話06-6943-1234)
備考	この決定は請求内容のうち、③にかかるものです。

受理番号 第9号

(教示) この決定について不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府公安委員会に対して、審査請求をすることができます。また、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。